

平成31年3月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

3月25日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

修習給付金に関する所得税及び住民税、並びに健康保険の取扱いについて、最高裁判所が自ら税務署、健康保険組合、市区町村等に問い合わせをした上で、その結果を司法修習生に伝えようとしない理由が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、3月1日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 修習給付金に関する所得税及び住民税並びに健康保険の取扱いについては、

修習給付金制度導入時に、所要の調査、検討を行った上で、司法修習生に周知すべき内容としては「修習給付金案内」に記載した内容とすることが相当であると判断し、現に「修習給付金案内」を配布して周知したものであるが、周知すべき内容の検討のために文書を作成することまではしていないため、個々の調査の結果を司法修習生に周知するか否かの理由を記載した文書も作成又は取得していない。

イ よって、原判断は相当である。